# 大牟田市立三池小学校 いじめ防止基本方針

## 【方針策定の趣旨】

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行された。いじめについて同法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめはどの学校にも起こり得る問題であり、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすし、時には命にかかわる問題にもつながることから、平成29年3月、いじめ防止等のための基本的な方針として、国の「いじめ防止基本方針」が文部科学大臣決定事項として示された。この方針及び福岡県・大牟田市のいじめ防止基本方針を参酌し、本校では以下のようないじめ防止基本方針を策定し、いじめ未然防止やいじめ問題に取り組むものとする。

#### 1 基本方針

- (1)様々な集団での学習活動を行う学校において、いじめは常に起こり得ることであるとの認識を自覚し、まず、いじめの未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じいじめを生まない風土を構築する。
- (2) 児童をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせ、すべての児童が認められるという実感(自己有用感)を持つことができるよう教育課程の充実を図る。
- (3) いじめは「しない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、家庭や地域・関係機関との連携を図りながら、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 いじめ防止対策推進委員会

- (1) 組織
  - 「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。
  - 委員会は、校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表(PTA会長)で構成する。
    - ※ 日常の事案に対しては、「生徒指導委員会(いじめ問題対策委員会)」(上記よりスクールカウンセラー、保護者代表を除いたもの)で対応する。
- (2) 役割

委員会はいじめ防止対策推進を目的とし、毎月1回、また校長が必要と認めたときに開催 し、以下の役割を果たす。

- 学校基本方針に基づき、いじめ防止推進対策のための具体的な年間計画の作成・実行及び 検証
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめに関しての情報の収集及び記録
- いじめに関しての組織的対応の中核

# 3 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止

国立教育政策研究所では、いじめ防止のキーワードとして、「いじめのない学校づくり」を挙げている。(生徒指導支援資料6,7「いじめに取り組む」)

これを受けて本校では、未然防止のために以下のことに取り組む。

- ① 教育課程の充実(児童をいじめに向かわせないための教育活動)
  - 各教科で
    - ・ わかる授業づくり…全ての児童が参加・活躍できる授業(主体的・対話的な学び) の工夫をし、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る
    - ・ 基本的な学習規律の確立…チャイム席、姿勢、発表の仕方・聞き方、持ち物など ※「思いやりのある5学習」の徹底
  - 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で
    - 道徳の時間を要とした心の教育…低学年「親切、思いやり」、中高学年「相互理解、 寛容」、共通「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」を重点指導内容
    - ・ 特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通した豊かな人間関係

## や集団づくり

- ・ スマホや携帯電話、インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導
- ② 指導体制の充実
  - 教育課程2部会に「生活力向上部会」(生徒指導委員会の委員が所属)を設置
    - ・ 生徒指導担当者のいじめ問題に関するコーディネーターとしての位置づけ
  - スクールカウンセラーを交えた校内いじめ対策委員会の年3回実施(習や事例研究など)
  - 児童会(リーダーミーティング)による田隈中学校区共通実践項目の実施
  - 職員研修(教職員の指導力向上をめざした研修の計画的な実施)
    - ・ 主体的・対話的で深い学びを生み出す授業づくりのための授業研究会の実施
    - ・ 人権感覚を磨く研修会の実施(人権・同和教育、いじめ・不登校など)
    - ※ 道徳、学級活動の授業研修会を各1回行う。(人権・同和教育授業研修会を兼ねる)
  - 県PTA連合会主催「いじめ防止標語コンテスト」への参加

## いじめ防止のための年間計画

月	状況把握	職員研修	保護者・関係機関との連携
	V 10 -1 - \$ -	7. 2 4 7	11.0471 # 711.#71# 1 = 0 7
4	相談ポストの周知	いじめ防止基本方針の共通理解	いじめ防止基本法のHP
		いじめ対策委員会①	公開
5	学校生活アンケート①	生徒指導委員会(毎月実施)	家庭訪問 PTA総会
		(兼) いじめ対策委員会②	
6	教育相談週間	わかる授業のための授業研究会	家庭チェックリスト
	いじめ無記名アンケート①	(年間通して全学級公開)	学校関係者評価①
		いじめ対策委員会③	
7	いじめ無記名アンケート②	校内人権・同和教育実践交流会	個人懇談会
		(兼) いじめ対策委員会④	リーダーミーティング①
8		いじめ対策委員会⑤	スクールカウンセラー
		生徒指導にかかわる校内研修	
9	学校生活アンケート②	2学期取組の方策	
		いじめ対策委員会⑥	
1 0	教育相談週間	いじめ対策委員会⑦	学校関係者評価②
	いじめ無記名アンケート③		
1 1	いじめ無記名アンケート④	いじめ対策委員会⑧	家庭チェックリスト
1 2	いじめ無記名アンケート⑤	人権週間授業	リーダーミーティング②
		(兼) いじめ対策委員会⑨	
1	学校生活アンケート③	3学期取組の方策	いじめ防止標語
		いじめ対策委員会⑩	
2	教育相談週間	校内授業研究のまとめ	新入生入学説明会
	いじめ無記名アンケート⑥	いじめ対策委員会⑪	学校関係者評価③
3	いじめ無記名アンケート⑦	成果と課題の共有	学校評価のHP公開
		いじめ対策委員会⑫	

## (2) 早期発見と早期対応

- ① 早期発見·相談体制
  - 教育相談
    - ・ 日頃から児童・保護者が職員と話しやすい関係の構築
    - 教育相談の毎学期1回の実施
    - ・ 教育相談ポストの活用
    - スクールカウンセラーとの連携
  - アンケート等
    - ・ 定期的なチェックリストの活用による状況把握(気になった時に記入、毎月提出)
    - ・ 学校生活アンケートの毎学期1回の実施(5月、9月、1月)、その他の月はいじめ

に特化した無記名アンケートの実施

- ※ アンケート実施後、いじめに関する記述があれば即、事情を聴くなどの対応を行い、 (「②早期対応」の項参照)アンケート用紙に対応した内容を記入する。
  - → 生徒指導委員会への報告
- ※ アンケートの保管(実施後10年間)
- ・ 家庭用チェックリストの活用(県PTA連合会「県下一斉いじめ撲滅月間6月・10月」との連携)
- ② 早期対応
  - 生徒指導委員会を中心とした組織的対応<図1>
    - ・ 事実関係の迅速かつ的確な把握 (担任及び生徒指導委員会による関係児童への事情聴取)
    - 個人カルテの作成(担任及び生徒指導委員会)
      - 事実関係の保護者および教育委員会への確実な報告 (毎月の月例報告で指導室に報告。「解消」はいじめが最低3か月間止んでいること)
    - ・ いじめを受けた児童・保護者への組織的な支援 (徹底して守る、不安の除去、心のケアを促す専門家への協力依頼等)
  - ・ いじめた児童・保護者への組織的な指導 (毅然とした指導および再発防止に向けた支援、教育的配慮、保護者との連携・協力)
- ③ 関係機関との連携
- 児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、関係機関と情報共有体制を確立しておく。

# <図1>生徒指導委員会を中心とした組織的対応

いじめに関する情報

職員、児童、保護者、地域住民、その他から情報を集め、報告・連絡・相談



いじめ防止対策推進委員会(生徒指導委員会)で指導・支援体制の確立

児童への指導・支援

保護者との連携

### 【いじめられた児童】

児童が信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる

#### 【いじめた児童】

いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

### 【いじめを見ていた児童】

自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを 止めることはできなくても、だれかに知らせる勇気 を持つよう伝える。

- つながりのある職員を中心 に、即日、関係児童宅(加害、 被害とも)の家庭訪問、また は保護者召喚を行い、事実関 係を伝えるとともに、今後の 学校との連携方法について話 し合う。
- 児童が関係機関との連携が 必要な場合には、保護者の理 解を得て、繋ぐようにする。

# (3) 重大事態への対応

### 〈重大事態とは〉

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- いじめにより欠席(年間30日を目安)を余儀なくされている疑いがある場合。

### 〈重大事態の報告〉

- 速やかな実態把握と教育委員会やPTAへの報告
- 教育委員会との連携
  - ・ 調査の主体の確定(学校又は教育委員会)
- いじめを受けた保護者への調査結果の報告



教育委員会に重大事態の発生を報告





学校が調査主体の場合



教育委員会が調査主体の場合…教育委員会の 指示のもと、資料の提出など、調査に協力

※教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
  - ・ 「いじめ防止対策推進委員会」を母体として、人権擁護委員や法務局の協力を得る。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
  - ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
  - ・ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合う姿勢が重要。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
  - ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
  - 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、それを盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
  - ・ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明するなどの措置が必要。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
  - ・ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の 所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 4 情報発信·学校評価

- (1) 情報発信
  - 「三池小学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページへの記載
  - PTA総会資料への掲載・説明
  - 入学説明会要項への記載・説明
  - 学校関係者評価委員会での説明

#### (2) 学校評価

○ いじめ防止対策推進委員会の組織と役割、学校へのいじめへの対応の未然防止、早期 発見、早期対応について自己評価を実施し、学校関係者評価において改善を報告する。